



きょうわっ子だより

第2号 2024. 9

コミュニティ・スクール

学校運営協議会とは

平成 16 年の法改正により制度
化、平成 29 年改訂により設置が
努力義務化されました。

「学校運営協議会」は合議体であり、
学校と地域が「対等な立場」で
協議する役割があります。

～根拠となる法律～

地方教育行政の組織及び運営に
関する法律

第四章第四節

コミュニティ・スクール「きょうわっ子」が始まりました！

6月に、筑西市、桜川市の企業やボランティア団体の方々と一緒にプランターへの花植えを行いました。取組の様子につきましては校長通信「3つの鐘(かね)第2号7月発行でもお知らせしています。

一緒に花を植えるということ

何も入っていないプランターと一緒に土を入れる、花の種類を一緒に選んでそっと植える、出来上がったプランターと一緒に運ぶ。全ての工程において、一人ではなく、誰かと協力して行うことは、新しいつながり、喜び、発見が生まれます。そこには自然とあいさつが生まれ、会話が生まれ、笑顔が生まれます。「よろしくお願いします。」「ありがとうございました。」今回の「きょうわっ子」では花植えを通して心の交流が生まれました。

「はな」を咲かせる「きょうわっ子」

「地域とともにある学校」「特色ある学校づくり」



元気に咲き続けています！